平成２３年（フ）第２１６号
広島市中区舟入南１丁目２番８―302号、住民票上の住所広島市中区国泰寺町１丁目５番31―501号
破産者　宮崎　孝志
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６３６号
広島県廿日市市友田501番地
破産者　岡田　信彦
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９１１号
札幌市手稲区富丘１条３丁目３番26―105号
破産者　高橋　隆之
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５５５号
川崎市幸区小倉５丁目６番43号　グレード菱沼101
破産者　中嶋　克美
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５０６号
東京都江東区富岡２丁目２番９―410号、旧住所静岡市駿河区石部22番20号
破産者　森　由季子
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５１７号
名古屋市北区鳩岡町１丁目７番地の１　アーバンラフレ鳩岡４棟105号、開始決定時の住所名古屋市西区稲生町１丁目63番地　ＮＤＳマンション庄内通402号
破産者　丹羽　忠明
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１号
滋賀県長浜市神照町872―21　コスモハイツ501号室、住民票上の住所滋賀県長浜市余呉町東野523番地
破産者　東野　保造
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第７２８号
神戸市垂水区塩屋町６丁目34番10号
破産者　ウメキデンタルクリニックこと　梅木　邦彦
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９１２号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番409―102号
破産者　河井　志郎
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３号
北海道旭川市神居３条21丁目60番地の89
破産者　澤田　洋子
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７３号
岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原124番地の１　サニーグレイス102号
破産者　川村　祐子
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第３６８号
京都府木津川市山城町上狛西林21番地
破産者　齋藤　武久
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３７９号
京都市伏見区桃山町日向41番地の５
破産者　清水　幹夫
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１３号
広島県呉市阿賀南８丁目14番28号
破産者　見世　　毅
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第３４９号
高知市一宮しなね１丁目15番16号
破産者　岡　　幸臣
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９号
熊本市北区植木町大和70番地16
破産者　緒方　直明
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４４８号
大分県臼杵市大字井村2923番地の１
破産者　中尾　和彦
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係